

組織名 総務省 近畿総合通信局

組織情報

| | |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 所在地 (代表組織) | 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館 |
| サイトアドレス | http://www.soumu.go.jp/soutsu/kinki/ |
| 連絡先 | 電話 06-6942-8502(直通) FAX 06-6942-1849 |

組織概要

管轄・組織体制など

近畿総合通信局は、情報通信政策を所掌する総務省の地方支分部局として、滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山の2府4県において、地域の情報化や放送のデジタル化の促進、無線局の免許、電波の監視、電気通信事業の許可などの所管業務を通じて、安心して快適に利用できる情報通信社会の実現に向け、様々な施策を推進しています。

所掌事務・担当業務

| 部 | 課 | 業務 |
|--------------------|-----------|---------------------------------------------------------------------|
| 総務部 | 総務課 | 局内庶務、人事、給与 |
| | 企画広報室 | 企画、総合調整、広報・報道、情報公開等 |
| | 財務課 | 予算決算、各種契約、国有財産管理、電波利用料徴収 |
| 総括調整官 (総合通信相談所) | | 情報通信行政に関する一般的な相談 |
| 防災対策推進室 | | 情報通信技術を活用した防災及び減災のための対策の推進 |
| 情報通信部 | 電気通信事業課 | 電気通信事業の許認可、電気通信番号管理 |
| | 情報通信連携推進課 | 情報通信分野の産学官連携・研究開発支援、ICTベンチャー支援 |
| | 情報通信振興課 | 地域情報化、情報通信による地域振興、デジタル・ディバайдの解消 |
| 放送部 | 放送課 | 放送関係無線局の許認可、放送のデジタル化の推進、放送受信障害対策 |
| | 有線放送課 | ケーブルテレビ・有線放送の許可・監督 |
| 無線通信部 | 企画調整課 | 周波数の割当、電波利用の促進に関する調査研究、電波の利用状況の調査・公表 |
| | 航空海上課 | 航空機・船舶関係無線局の許認可、無線従事者資格の免許 |
| | 陸上第一課 | 電気通信事業者の無線局の許認可、電波伝搬障害防止 |
| | 陸上第二課 | 国・地方公共団体・公益事業・鉄道・バス事業者の無線局の許認可 |
| | 陸上第三課 | タクシー・MCA・一般私企業・簡易無線・アマチュア無線・パーソナル無線等の無線局の許認可 |
| 電波監理部 | 電波利用環境課 | 電波利用環境保護に関する周知広報、電波適正利用推進員活動の推進、電波環境対策、登録検査等事業者の登録・監督、高周波利用設備の許可・監督 |
| | 監視第一課 | 電波の監視、違法無線局の探査・処分 |
| | 監視第二課 | 電波の監視、不法無線局の探査・処分、基準不適合設備への対応 |
| | 調査課 | 電波の利用状況調査、電波の発射状況・雑音の調査、電波監視設備・機器の保守管理 |
| 信書便監理官 | | 信書便事業に関する許認可・監督 |

組織名 総務省 近畿総合通信局

1 発災前の防災対策

1-① 消防・救急無線のデジタル化の促進

【目的、概要等】

消防・救急活動の高度化及び電波の有効利用の観点から、アナログ方式による150MHz帯周波数の使用期限である平成28年5月31日までに260MHz帯デジタル方式に移行しつつあります。消防・救急無線のデジタル化が円滑に行われるよう、各消防本部の検討状況を把握し、適切に指導しながら無線局の免許を行っています。

(デジタル化の取組)

基本設計・実施設計等の進捗状況の把握に努めてきましたが、24年度末までに管内112消防本部のうち、基本設計は全消防本部で終了、実施設計も半数の消防本部で終了しました。

当局では、これらの情報をもとに消防・救急無線のチャンネルプランを策定し、免許申請に備えています。

消防本部からの無線局免許(変更)申請は、今年度、一部整備も含み24消防本部から提出され、免許(許可)しました。

また、神戸市消防局では、平成24年2月からデジタル無線での実運用を開始されました。

(完全デジタル化管内初)



(神戸市消防局提供)

(参考) 消防救急デジタル無線の特徴

消防救急デジタル無線システムの整備により期待される主なメリット



①データ伝送による確実かつ効率的な消防救急活動の支援

- 車両の効果的な運用
 - ・消防・救急車両の位置情報、活動状況を把握することで、現場近くの車両に出場指令し、迅速・確実に現場到着
- 支援情報の高度化
 - ・現場周辺の消火栓・防火水槽等の水利位置情報を利用することで、最適な水利を選択し、迅速・的確に消火活動
 - ・現場近くの受入れ可能な病院情報を検索することで、迅速・的確に救急活動
 - ・高齢者・障害者等の要援護者情報を把握することで、迅速・的確に救助活動
- 情報伝達の確実化
 - ・音声だけでなく文字情報や位置情報等の利用により、視覚による確実な情報の伝達・確認

②無線チャンネルの増加

- 利用可能なチャンネルが増加しやすくなることにより、事案別にチャンネルを区別可能



③通信の秘匿性向上による搬送患者の個人情報等の保護

- 通信の秘匿性が向上することにより、市販の一般的な無線機では傍受できなくなるため、搬送患者の個人情報、テロ等国民保護事案・特殊災害事案における機密情報等の保護強化が可能



| | |
|-----|-------------|
| 組織名 | 総務省 近畿総合通信局 |
|-----|-------------|

1-②防災行政無線未整備自治体に対する整備の促進

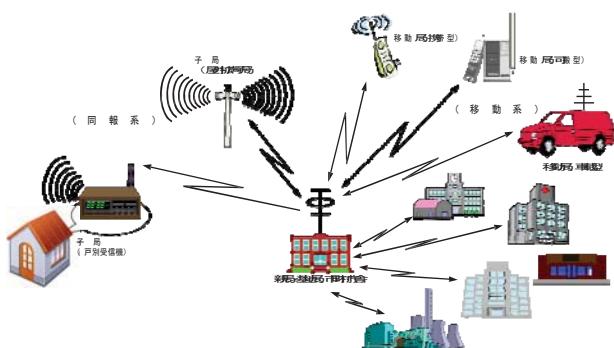
【目的、概要等】

防災行政無線は、災害発生時に災害対策本部から避難指示や災害の発生状況等についての情報を直接住民に伝達するのに有効な手段です。また、災害時の緊急情報の収集・連絡等の情報交換を行う災害対策上極めて重要な役割を持つ無線システムです。

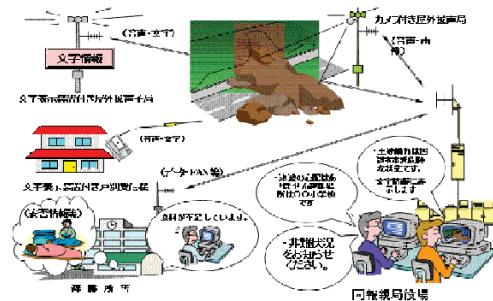
この無線システムを未整備の自治体に対し、防災情報伝達手段多重化・多様化の要として、同報系・移動系システムの整備を勧め、システムに必要な周波数割当てを行っています。

また、デジタル防災行政無線には、60MHz帯を使用する同報通信系と260MHz帯を使用する移動通信系があり、アナログ方式で整備済みの自治体は、無線設備の耐用年数等を考慮した上で、できるだけ早期にデジタル方式に移行することになっています。そこで、該当の自治体への意向調査を実施し、デジタル方式への移行を検討中の自治体に対して、円滑にデジタル化移行ができるよう適切に指導しています。

市町村防災行政無線イメージ図

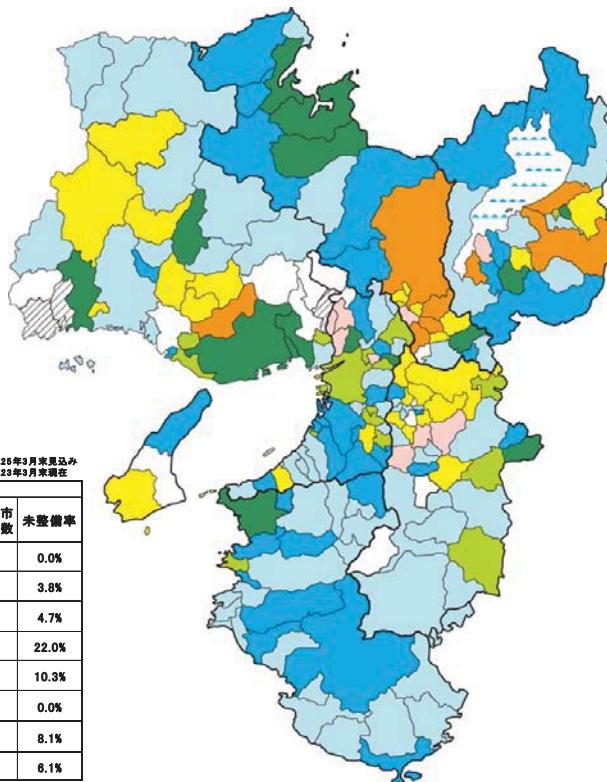
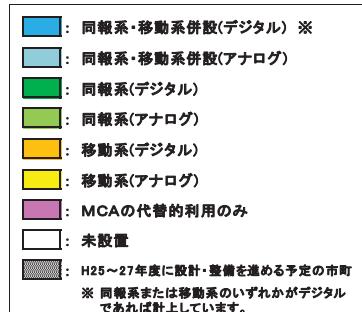


市町村デジタル同報通信システムの活用イメージ



(参考) 防災行政無線(同報系・移動系)が整備されている市町村(近畿地図)

**市町村防災行政無線等整備状況
(平成25年3月末見込み)**



市町村防災行政無線等整備状況

| 都道府県名 | 全市区町村数 | 防災行政無線 | | | | MCAを含む | | | |
|-------|--------|---------|--------|---------|-------|---------|--------|---------|-------|
| | | 整備市区町村数 | 整備率 | 未整備市町村数 | 未整備率 | 整備市区町村数 | 整備率 | 未整備市町村数 | |
| 滋賀県 | 19 | 18 | 94.7% | 1 | 5.3% | 19 | 100.0% | 0 | 0.0% |
| 京都府 | 26 | 24 | 92.3% | 2 | 7.7% | 25 | 98.2% | 1 | 3.8% |
| 大阪府 | 43 | 37 | 86.0% | 6 | 86.0% | 41 | 95.3% | 2 | 4.7% |
| 兵庫県 | 41 | 32 | 78.0% | 9 | 78.0% | 32 | 78.0% | 9 | 22.0% |
| 奈良県 | 39 | 32 | 82.1% | 7 | 17.9% | 35 | 89.7% | 4 | 10.3% |
| 和歌山県 | 30 | 30 | 100.0% | 0 | 0.0% | 30 | 100.0% | 0 | 0.0% |
| 管内合計 | 198 | 173 | 87.4% | 25 | 12.6% | 182 | 91.8% | 16 | 8.1% |
| 全国合計 | 1750 | 1615 | 92.3% | 135 | 7.7% | 1643 | 93.8% | 107 | 6.1% |

組織名 総務省 近畿総合通信局

1-③放送の安全・信頼性の確保

放送法改正による安全・信頼性の確保

法改正の内容

平成23年6月30日施行の新放送法では、日頃から国民生活に必需の情報をあまねく届けるために極めて高い安全・信頼性が求められる放送について、その設備に対し以下の規定を整備しました。

- 安全・信頼性の技術基準及びそれに対する適合維持義務
- 重大事故が発生した場合における報告
- 設備状況に関する報告

省令整備の内容

安全・信頼性の技術基準

予備機器の設置、停電対策、故障検出、応急復旧機材の配備等の措置を、事故による受信者への影響度合いを考慮して定めた。

- 放送を行うための設備について、安全・信頼性確保のために必要な対策を確保し、事故の軽減につなげる。

重大事故の報告

重大事故の基準を、広範囲の視聴者に影響が及び、かつ通常想定される復旧に要する時間を超える長時間なものを対象として定めた。

- 発生後遅滞なく事故を把握し、迅速な事故の復旧を促進する。

事故の定期報告

設備状況に関する報告の手段として、重大事故以外の事故も含め、発生事故を一定期間まとめて定期的に報告することを定めた。

- 一定期間の事故を全体的に把握する。

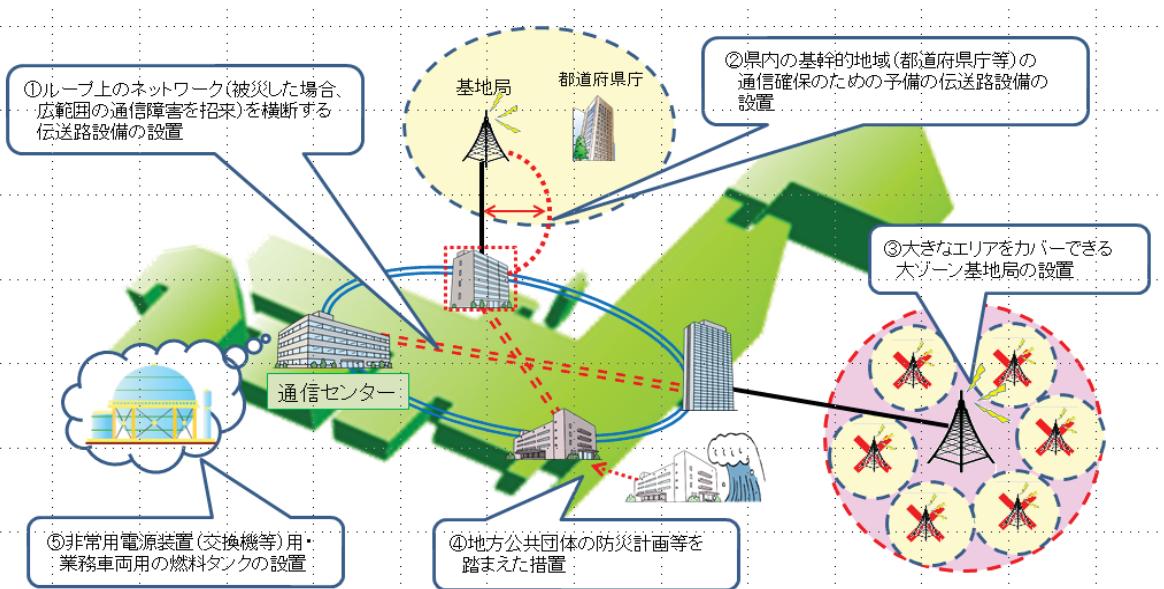
基幹放送及び登録一般放送の業務に用いられる電気通信設備について、免許、認定又は登録において審査

必要に応じて技術基準の見直しに反映。

必要に応じて改善命令等の措置につなげる。

1-④公共性の高い通信通信ネットワークの安全・信頼性の強化

東日本大震災の経験を踏まえ、今後想定される大規模災害時に通信が途絶しないよう電気通信設備の安全・信頼性対策を強化しました。
(事業用電気通信設備規則を改正:平成24年9月施行)



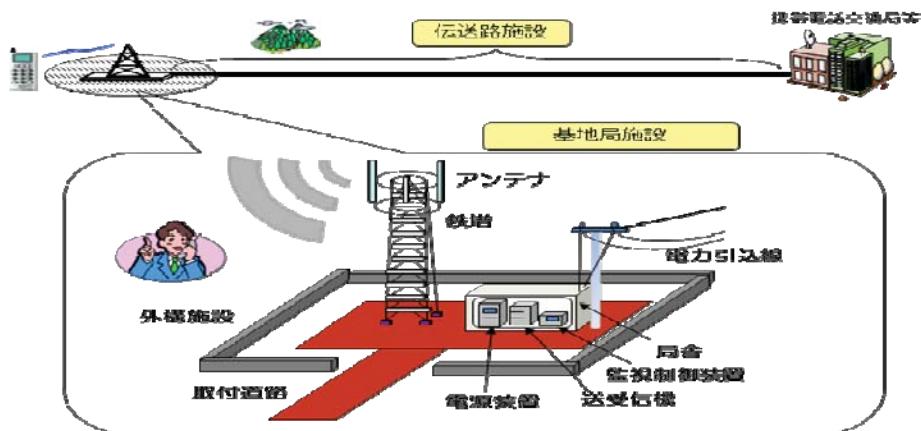
組織名 総務省 近畿総合通信局

(携帯電話の不感地域解消の取り組み)

無線システム普及支援事業
(携帯電話等エリア整備事業)

携帯電話等の無線システムによるサービスを利用できない過疎地等において、市町村が携帯電話等の基地局を整備する場合や、無線通信事業者等が基地局開設に必要な伝送路施設を整備する場合に、国がその整備費用の一部を補助します。

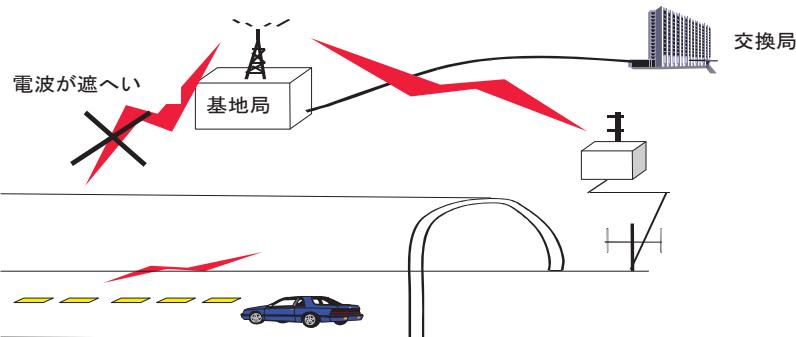
<イメージ図>

無線システム普及支援事業
(電波遮へい対策事業)

高速道路トンネル、鉄道トンネル等の閉塞地域といった人工的な構築物により電波が遮へいされる地域においても、携帯電話等が利用できるようにするために、移動通信用中継施設等の整備を行う一般社団法人等に対して、国がその設置費用の一部を補助します。

<イメージ図>

(例) 吹込み方式の場合



(参考)緊急速報メール等の普及促進

目的、概要等

携帯電話事業者では、気象庁から配信される「緊急地震速報」や「津波警報」(一部の事業者を除く)とともに、地方公共団体から配信される「災害・避難情報」を該当する地域に一斉配信する緊急速報メールサービスの提供を行っています。

このうち、「災害・避難情報」については、災害・避難情報を配信する地方公共団体が最も多く登録されているる携帯電話事業者であっても137団体(H24.9.24現在)であり、管内の地方公共団体の約7割であることから、未登録の地方公共団体に対し住民等が緊急速報メールを利用できるように普及を促進しています。

※緊急速報メールとは

気象庁が配信する緊急地震速報や津波警報、地方公共団体が配信する災害・避難情報を、回線混雑の影響を受けずに受信することができます。対象エリアにいる加入者(契約者)は、月額使用料のほか通信料や情報料も含め一切無料でご利用できます。

(現状等)

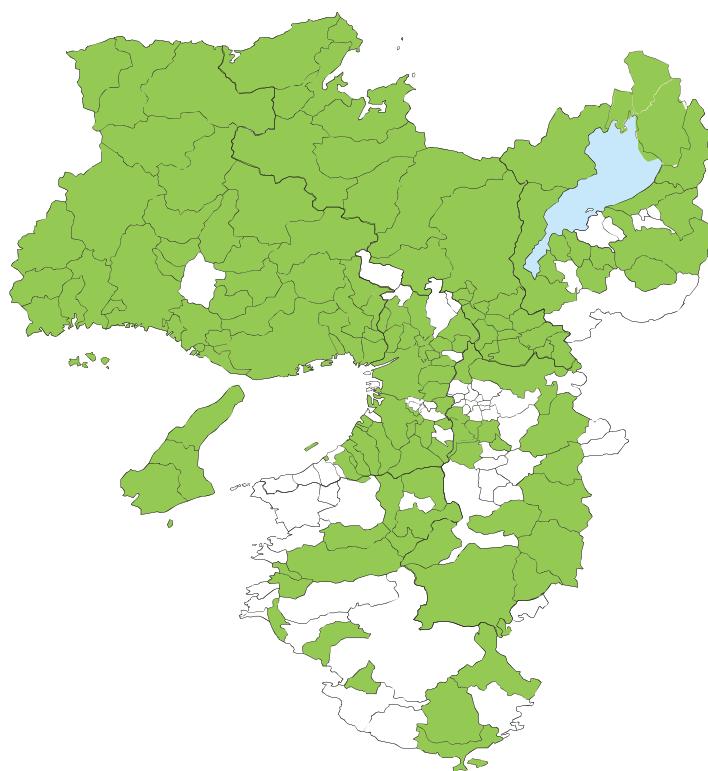
| 緊急速報メール(災害・避難情報) 事業者別/府県別市町村数 | | | | |
|-------------------------------|------|--------|----------|------------|
| | 市町村数 | NTTドコモ | KDDI(au) | ソフトバンクモバイル |
| 滋賀県 | 19 | 13 | 8 | 8 |
| 京都府 | 26 | 26 | 24 | 24 |
| 大阪府 | 43 | 29 | 28 | 28 |
| 兵庫県 | 41 | 40 | 37 | 35 |
| 奈良県 | 39 | 16 | 13 | 9 |
| 和歌山県 | 30 | 13 | 12 | 8 |
| 計 | 198 | 137 | 122 | 112 |

※NTTドコモ及びKDDI(au): H24.9.24現在 ソフトバンクモバイル:H24.9.25現在

※自治体の都合により、掲載していないものもあります。



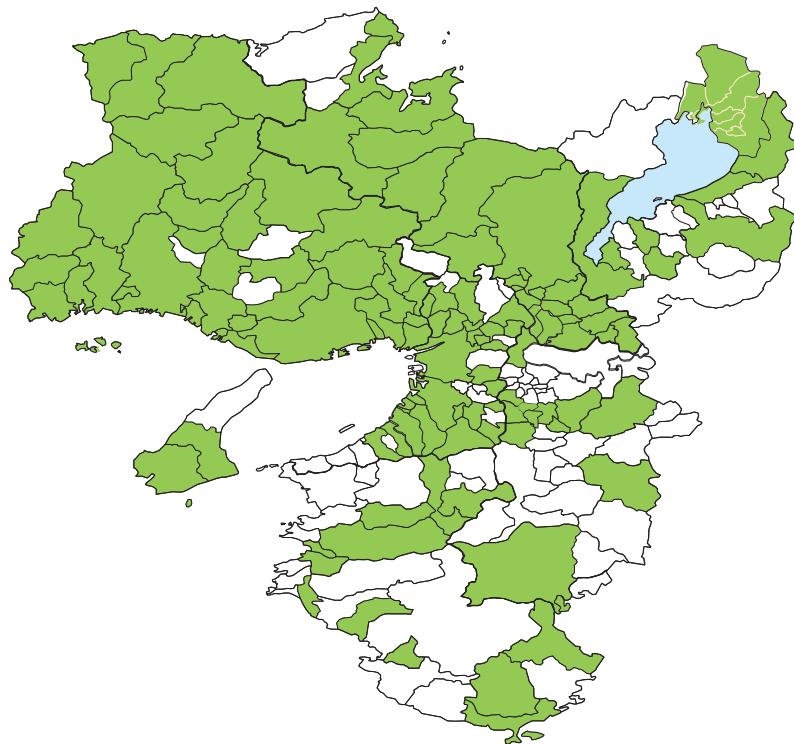
近畿管内の緊急速報メール(災害・避難情報)配信自治体 (NTTドコモ状況:平成24年9月24日現在)



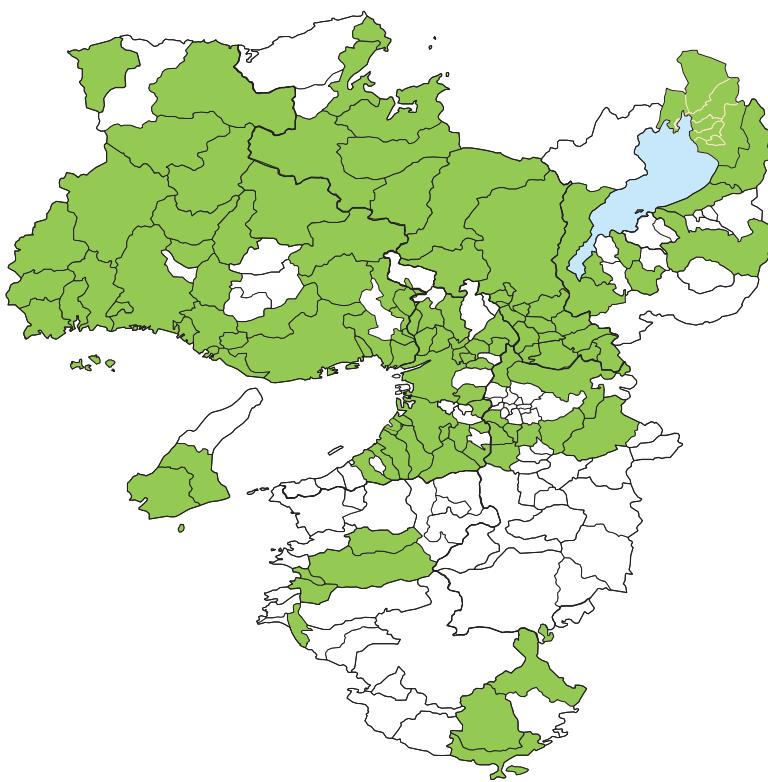
※自治体の都合により掲載していない自治体名もあります。

組織名 総務省 近畿総合通信局

近畿管内の緊急速報メール(災害・避難情報)配信自治体
(KDDI(au)状況:平成24年9月24日現在)



近畿管内の緊急速報メール(災害・避難情報)配信自治体
(ソフトバンクモバイル状況:平成24年9月25日現在)



1-⑤公共情報共有基盤整備の普及促進

【目的・概要等】

ICTを活用して、地方公共団体等が災害時の避難勧告・指示など地域の安心・安全に関するきめ細かな情報の配信を簡素化・一括化し、テレビ、ラジオなどの様々なメディアを通じて、地域住民に迅速かつ効率的に提供するための公共情報共有基盤の普及に向け、整備(導入)を促進しています。

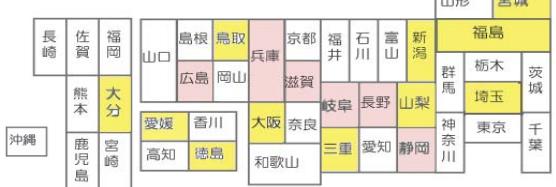
(現状・実績)

平成25年2月20日現在で、一般財団法人マルチメディア振興センター(FMMC)が提供する公共情報コモンズに全国202機関(17府県、107市町、78社・団体)が参加しています(運用準備中を含む。)。近畿管内では、平成23年度に滋賀県と兵庫県(全市町を含む。)が運用を開始、平成25年6月には大阪府が運用開始を予定。

■都道府県の取組状況

- 運用中 6県
- 準備中・試験中 11府県

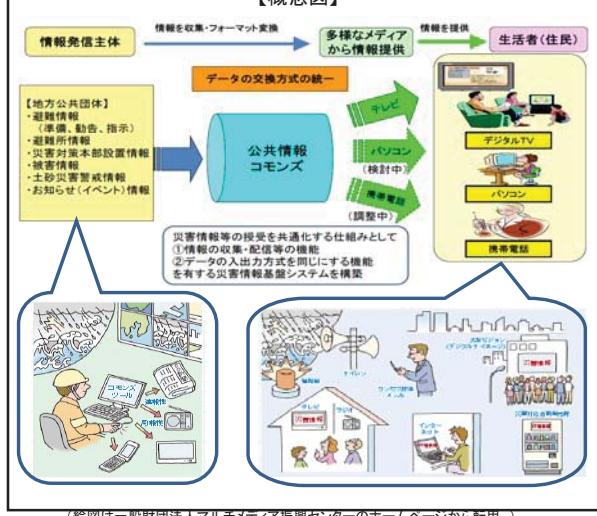
*サービス利用者のうち府県の取組状況について示したものです。
2013.2.20現在



【自治体向け総務省支援施策】

- ・平成24年度補正予算「防災情報通信基盤整備事業」
- ・特別交付税(平成24年度)

【概念図】



2 発災後の応急対策

2-①臨時災害放送局の免許

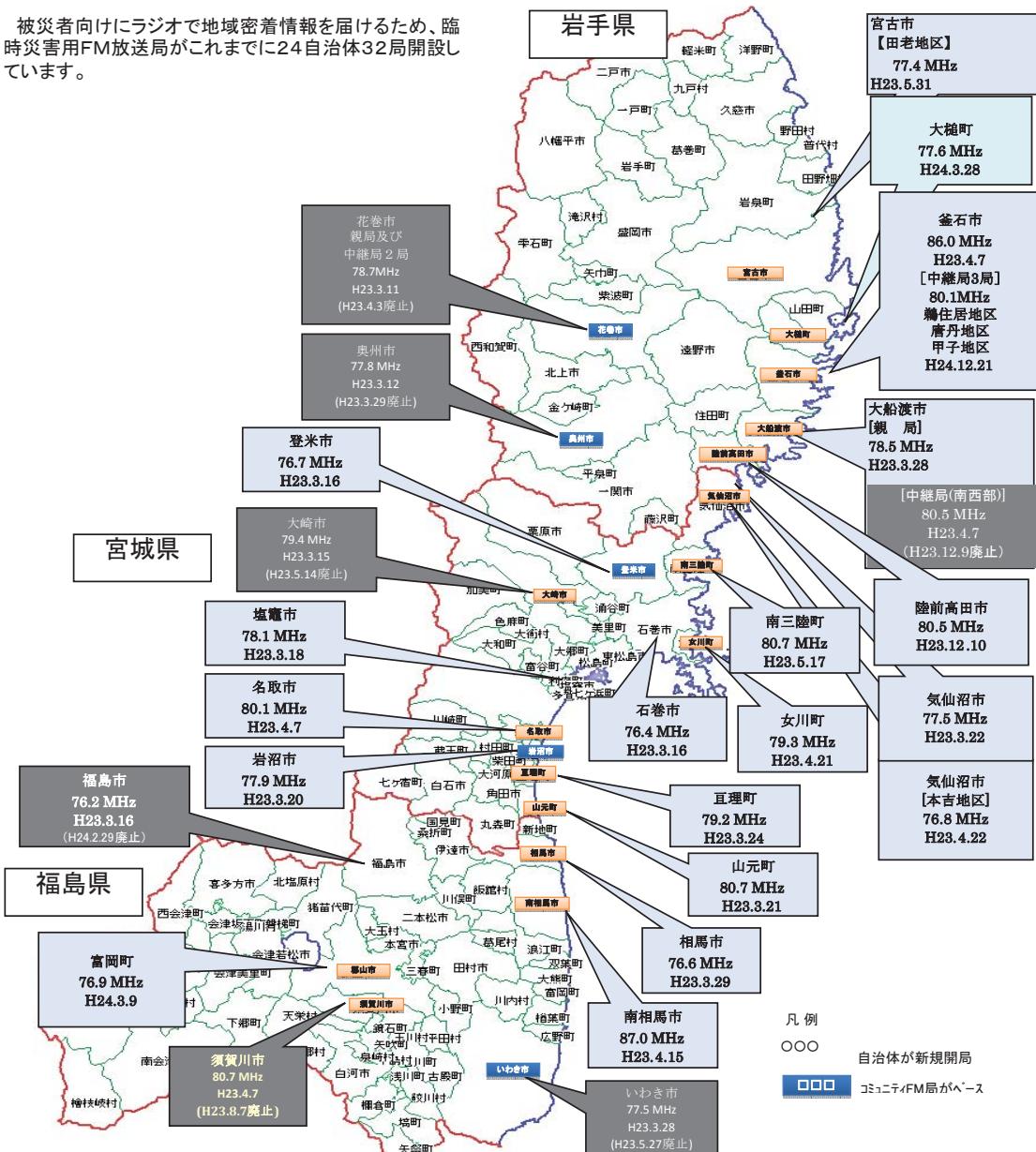
【目的、概要等】

臨時災害放送局は、災害が発生した場合に、その被害を軽減するために、地方公共団体等が開設する臨時かつ一時の目的のためのFMラジオ放送局です。東日本大震災を機に設置された以下の各臨時災害放送局は、被災当初の給水・炊き出し等の救援情報等から、地域の復興情報や住民を元気づける情報へとシフトしながら、被災された皆様に役立つ情報をFM波で放送しています。

「東日本大震災」に伴う臨時災害放送局の開設状況

(東北総合通信局資料)

被災者向けにラジオで地域密着情報を届けるため、臨時災害用FM放送局がこれまでに24自治体32局開設しています。



2-②非常災害時における臨機の措置

【目的、概要等】

近畿総合通信局では、非常災害時における重要通信の疎通の確保を図るために無線局の開設、周波数の指定変更、無線設備の設置場所等の変更を行う必要がある場合において、緊急やむを得ないと認められるものについては、申請者から電話等迅速な方法による臨機の措置を行うことが認められています。

1 【概要】

○ 次の各号に該当する場合は、臨機の措置を行うことができます。

- (1) 震災、火災、風水害、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該期間中に限り使用するものであるとき。
- (2) 通信の内容が、次の一に該当するものであること。
 - (7) 非常通信（新聞社、通信社、放送事業者等の報道機関が非常災害時において有線通信を利用できないか又はこれを利用することが著しく困難な場合に発する非常事態の収拾、人命の救助・災害の救援、交通通信の確保、人心の安定又は秩序の維持等に有効な新聞ニュース又は放送ニュースの通信を含む。）
 - (イ) 電波法施行規則第37条第7号及び第20号に規定する通信
 - (ウ) 非常通信に準する重要通信（電気通信業務用及び防災関係機関（災害対策基本法第2条に規定する指定行政機関、指定地方行政機関及び指定公共機関、指定地方公共機関並びに地方公共団体をいう。）の防災関係業務用の通信を含む。）

○ 地方総合通信局及び沖縄総合通信事務所において臨機の処理を行うことができる範囲は、すべての無線局について次に掲げるものです。

- (1) 予備免許または免許の付与
- (2) 無線設備の変更の工事の許可
- (3) 無線設備の設置場所（移動するものにあっては、移動範囲）の変更の許可
- (4) 電波の型式及び周波数の指定の変更
- (5) 空中線電力の指定の変更
- (6) 通信の相手方の変更の許可
- (7) 通信事項又は放送事項の変更の許可及び運用許容時間の指定変更
- (8) 識別信号の指定の変更
- (9) 放送区域の変更

2 【手続き】



- ① 申請は、まず、申請者から口頭又は電話等迅速な方法
- ② 処分は、とりあえず口頭又は電話等迅速な方法



- ① 所定の申請書等は後刻可及的速やかに提出
- ② 遷避処理による、所定の処分通知書の交付

3 【最近の措置例】

- 1 東日本大震災関連（※）
電気・給水業務用無線局（約200局）
- 2 台風12号による風水害関連
防災行政用無線局（約20局）

※東北地方では、被災者向けにラジオで地域密着情報を届けるため、本措置により、多くの臨時災害放送局が開設されています。

2-③災害時における混信対策

【目的、概要等】

警察、消防・救急など生命、財産に直結した通信、航空機・船舶・電車などの安全航行に欠かせない通信、テレビ・ラジオ放送や携帯電話などの重要な無線通信や救助・救援活動や復旧活動などに使用される無線通信への混信妨害が発生した場合、速やかに妨害源を探査し、その発射源を突き止めて妨害の排除を行います。

1 【現状（実績）等】

鉄道、消防、海上保安用の無線通信への妨害が多くなっています。

表 重要無線通信妨害発生状況

| 年度 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
|----|----|----|----|----|----|
| 件数 | 47 | 39 | 48 | 94 | 66 |



2 【地震への取り組み】

電波監視システムは、地震等の災害時にもその機能が確保ができるよう耐震建築物の上にセンサ局を設置する取り組みを行っています。

図 電波監視システムによる妨害電波の探査イメージ

妨害電波の排除

2-④非常災害時の無線機器の貸し出し(衛星携帯電話、簡易無線、MCA無線)

【目的、概要等】

近畿総合通信局では、地方自治体の非常災害対策本部等からの要請により、地方公共団体及び災害復旧関係者に携帯型の移動通信機器(衛星携帯電話、簡易無線又はMCA無線)の貸し出しを行い、現地の初動期の被災情報の収集伝達から応急復旧活動の円滑な遂行に必要不可欠な通信の確保の支援を行っています。

1 【概要】

無線機器の貸し出しは、災害対策本部等から総務省、又は各総合通信局に要請があれば、通常48時間以内に被災地に移動通信機器が搬入されます。

被災地の災害対策用情報連絡手段として、活用されています。



2 【最近の実績】

(平成24年6月の梅雨期集中豪雨)

| | |
|---------|------------|
| 和歌山県 | 衛星携帯電話 15台 |
| | 簡易無線局 30台 |
| 奈良県川上村 | 衛星携帯電話 3台 |
| 奈良県十津川村 | 衛星携帯電話 7台 |

(平成24年8月の集中豪雨)

| | |
|--------|-----------|
| 京都府宇治市 | 衛星携帯電話 6台 |
|--------|-----------|



2-⑤非常災害時の移動電源車の貸し出し

【目的、概要等】

近畿総合通信局では、災害の発生により、電気通信設備や放送設備等の電力供給が途絶し、情報伝達に係る重要な情報通信ネットワークの維持に支障が生じた場合に、地方公共団体又は電気通信事業者、放送事業者等に対して移動電源車の貸し出しを行い、必要な電力供給を支援することにより、重要な情報通信ネットワークの維持を図る体制を整えています。

1 【背景】

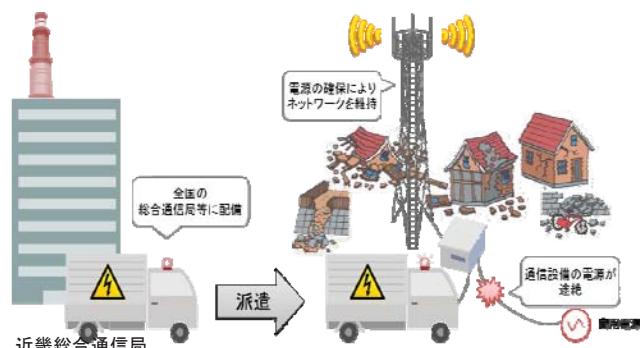
災害時に携帯電話基地局等の電気通信設備への電源供給が途絶した際には、事業者等があらかじめ備えている非常用蓄電池装置等によって電気通信設備等への電源供給を行うことで、情報通信ネットワークが維持されています。

しかし、東日本大震災などの大規模な災害により長時間にわたって電源供給が絶たれた場合は、非常用蓄電池装置等のみでは電気通信等を運用することが不可能であり、災害時の情報伝達に重大な支障を来すため、応急的に電源を迅速に確保することが必要です。

2 【配備先】

- ◎中型移動電源車
東海、中国及び九州の各地方総合通信局
- ◎小型移動電源車
北海道、東北、信越、北陸、東海、近畿及び四国の各地方総合通信局

移動電源車の貸出しイメージ



小型移動電源車

車種: 4WDオフロード対応乗用車
容量: 100V 5.5KVA
用途: 防災行政無線の中継局や放送の中継局など